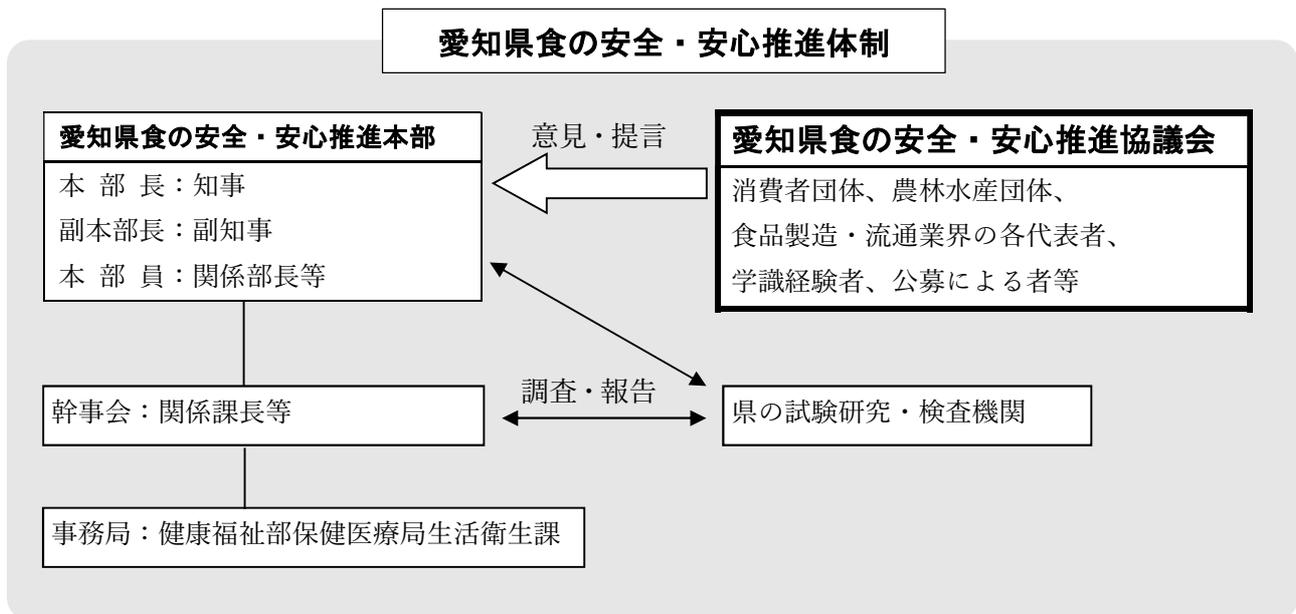


愛知県の食の安全・安心推進対策について

1 愛知県食の安全・安心推進体制について

平成 13 年以降、国内での B S E の発生、食品の偽装表示、食品への違法添加物の使用、中国産輸入野菜の残留農薬違反、無登録農薬の使用等、食に関する問題が次々に発生したことから、食の生産から流通、消費に至るまでの安全施策を総合的に構築し、食に対する安心を県民に提供することを目的として、**知事を本部長とする「愛知県食の安全・安心推進本部」**を平成 14 年 9 月 4 日に設置した。

また、本県における食の安全対策について、県民から広く意見・提言を受けて施策に反映させ、効果的かつ円滑に施策を推進するため、消費者並びに食の生産者、加工者及び流通・販売者並びに学識経験者を構成員とする「**愛知県食の安全・安心推進協議会**」を平成 15 年 3 月に設置した。



2 推進本部のこれまでの主な取組み

- (1) 県のホームページへの「食の安全・安心情報サービス」の開設・運営
(平成 14 年 9 月 5 日から)
- (2) 「食の安全に関する総合相談窓口」の開設 (052-951-4149)
(平成 15 年 4 月 1 日から)
- (3) 「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」の策定 (平成 15 年 9 月 1 日)
- (4) 「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」の改訂
 - ◇ 平成 18 年 6 月 改訂
 - ◇ 平成 24 年 6 月 改訂
 - ◇ 平成 28 年 6 月 改訂